



平成 28 年 3 月 2 日

各 位

会社名 日本農薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 友井 洋介
コード番号 4997 東証第 1 部
問合せ先 執行役員管理本部総務部長 飯島 豊和
電 話 03-6361-1400

アメリカ合衆国におけるフルベンジアミド登録に関する報道への当社の見解

本日、アメリカ合衆国（以下、米国）における園芸用殺虫剤フルベンジアミドの農薬登録につき、米国環境保護庁（以下、EPA）から Notice of Intent to Cancel Pesticide Registrations（以下、NOICPR、農薬登録失効に向けた通告）が出されたという報道がロイター通信社（米国版）によりなされました。本件への日本農薬株式会社（以下、当社）の見解は以下の通りです。

【概要】

フルベンジアミドは、米国において 2008 年 8 月に初回登録（Conditional Registration）されて以降、順次適用作物が拡大され多くの作物に登録されています。フルベンジアミドの米国登録保持者（Nichino America Inc. および Bayer CropScience LP、以下登録者）は初回登録時に付された EPA からの要求に真摯に対応し、その登録拡大と維持を図ってきましたが、本年 1 月末 EPA からその環境安全性に疑義があるとして Voluntary Cancellation（自主的登録取り下げ）の要請を受けました。

しかし、EPA の指摘する疑義の科学的評価方法の妥当性は十分議論されぬまま Voluntary Cancellation の要請が出されたため、登録者は公式にこの要請を拒絶しました。

これを受け、今般 EPA は連邦殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤法（FIFRA）に基づき NOICPR を発出しました（2016 年 3 月 1 日付）。今後、登録者、当社および Bayer CropScience AG は、FIFRA の定める手順に従った公聴会の開催を要求し、これを含めたあらゆる機会を利用してフルベンジアミドの登録維持、問題の解決を図ってまいります。

【当社の見解及び業績に与える影響】

当社、Bayer CropScience AG および登録者は、EPA が指摘するフルベンジアミドの環境安全性に関する疑義については、科学的な見地から不当であると判断しており、受け入れ難いことから、今回の反駁を行ったものであります。今後、本件に関して米国法に基づく行政及び司法上のプロセスが開始されますが、フルベンジアミドの販売は継続いたします。

また、仮にフルベンジアミドの農薬登録が米国で失効しても当社の米国での販売額は少額です。従いまして、現時点で当社の今期業績へ与える影響は軽微です。

以 上